協会けんぽ（全国健康保険協会）に加入している方へ

高額療養費支給申請書 記入前のチェックリスト

領収書から受診の記録を書き写し、協会けんぽの記入の手引きに沿って欄ごとの書き方・添付書類・提出方法を順に確かめるための紙です。
申請書そのものではありません。

このチェックリストの使い方（4ページ）

1. 診療月ごとに、医療機関・薬局の領収書をそろえる（高額療養費はひと月＝1日から末日の単位で申請）。
2. 2ページ目「受診の記録」に、受診者ごと・医療機関や薬局ごとに書き写す。
3. 協会けんぽのページから申請書（手書き用）と手書き用記入例を印刷し、3ページ目で欄ごとに確かめながら書く（電子申請なら画面に入力）。
4. 4ページ目で、当てはまる添付書類と提出方法を確かめ、出した日を書き留める。

申請の基本（協会けんぽの案内）

- 医療機関に支払った1か月の自己負担額が高額になり、自己負担限度額を超えた額の払い戻しを受ける場合に使う。
- 申請者は、お勤めされている（いた）被保険者。被保険者が亡くなっている場合は相続人が申請。
- 時効は2年。高額療養費の起算日は診療月の翌月1日。
- 給付金の支払いまで、診療月後3か月以上かかる。
- 支給額は、協会けんぽがレセプト（診療報酬明細書）で確認できた支給（合算）対象の自己負担額を合算して算出する。

申請書の入手と印刷

- 協会けんぽの申請書ページ（www.kyoukaikenpo.or.jp/application_form/benefit/006/）に、手書き用・手書き用記入例・入力用。支部の窓口や年金事務所の出張窓口にも置いてある。
- 手書き用は片面印刷・「実際のサイズ」・トナーは「通常設定」。印刷した申請書をコピー機で複写して使わない。
- 入力用はZIPファイル。展開して中のPDFをAdobe Readerで開く（ブラウザ上では正しく動かない。スマートフォン・タブレットは不可）。

このチェックリストに無いもの

申請書の様式、自己負担限度額・支給額の計算欄、マイナンバー・被保険者の記号番号・口座番号を書く欄は設けていません。所得区分ごとの1か月の上限額は、www.fureaino-oka.com/kaigo/kougaku-ryouyouhi（高額療養費の自己負担限度額表）で確かめられます。

わが家のメモ

加入している協会けんぽ支部（「資格情報のお知らせ」かマイナポータルで確認）：

申請する診療年月：令和　　年　　月分　／　申請する人：☐ 被保険者本人　☐ 相続人

問い合わせメモ（いつ・聞いたこと）：

発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera）　www.fureaino-oka.com/kaigo/kougaku-shinseisho
個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
協会けんぽの公開情報（2026年10月22日確認）をもとにした一般的なチェックリストで、申請書そのものではありません。申請書は協会けんぽのページから印刷するか電子申請で入力し、添付書類は協会けんぽの申請書ページと記入の手引きに従ってください。健康保険組合・共済組合・国民健康保険・後期高齢者医療に加入している場合は、加入先の案内を確かめてください。

高額療養費支給申請書　記入前のチェックリスト

受診の記録（領収書から書き写す）｜申請書2ページ目の下書き

診療年月：令和　　年　　月（1日から末日）　※1枚に書けるのは1か月分だけです。月をまたいだ申請や、複数月を記入しての申請はできません（記入の手引き）。

#	受診者氏名	医療機関（薬局）の名称	所在地 不明なら市区町村まで	療養を受けた期間	病気・ケガの別	支払額 保険診療分	領収書 ✓
1				日〜 日	☐ 病気 ☐ ケガ	円	☐
2				日〜 日	☐ 病気 ☐ ケガ	円	☐
3				日〜 日	☐ 病気 ☐ ケガ	円	☐
4				日〜 日	☐ 病気 ☐ ケガ	円	☐
5				日〜 日	☐ 病気 ☐ ケガ	円	☐
6				日〜 日	☐ 病気 ☐ ケガ	円	☐
7				日〜 日	☐ 病気 ☐ ケガ	円	☐
8				日〜 日	☐ 病気 ☐ ケガ	円	☐
9				日〜 日	☐ 病気 ☐ ケガ	円	☐
10				日〜 日	☐ 病気 ☐ ケガ	円	☐
11				日〜 日	☐ 病気 ☐ ケガ	円	☐
12				日〜 日	☐ 病気 ☐ ケガ	円	☐

書き写すときの決まり（記入の手引き）

- 受診者ごとに、医療機関・薬局別に書く。医療機関を4か所以上受診している場合は、申請書の白紙の2ページ目を続紙にする。
- 支払額は、医療機関等で支払った額のうち保険診療分（差額ベッド代などの保険外負担額や入院時の食事負担額などを除いた額）。
- 療養を受けた期間の詳細な日が不明なら該当月の1日から末日まで。該当日が1日のみなら双方に同一の日付。

合算のしくみ（協会けんぽの案内）

- 世帯（協会けんぽに加入している被保険者とその被扶養者）で合算できる。
- 70歳未満の方は、1つの医療機関（医科入院・医科外来・歯科入院・歯科外来の区分ごと）の自己負担額が21,000円以上の場合のみ合算。70歳以上の方はすべて合算できる。
- 調剤薬局の自己負担額は、処方せんを発行した医療機関の自己負担額に合算して計算する。

多数回のメモ（申請書2ページ目の「診療年月」以前1年間に、高額療養費に該当する月が3か月以上ある場合）

「診療年月」以外の直近3か月分の診療年月：　令和　　年　　月　／　令和　　年　　月　／　令和　　年　　月

支給額は、協会けんぽがレセプトで確認できた支給（合算）対象の自己負担額を全て合算して算出します。支給決定後に合算対象のレセプトが確認できた場合は、追加で支給されます。

発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera）　www.fureaino-oka.com/kaigo/kougaku-shinseisho
個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
協会けんぽの公開情報（2026年10月22日確認）をもとにした一般的なチェックリストで、申請書そのものではありません。申請書は協会けんぽのページから印刷するか電子申請で入力し、添付書類は協会けんぽの申請書ページと記入の手引きに従ってください。健康保険組合・共済組合・国民健康保険・後期高齢者医療に加入している場合は、加入先の案内を確かめてください。

高額療養費支給申請書 記入前のチェックリスト

欄ごとの書き方チェック(協会けんぽの記入の手引きの要点)

申請書1ページ目「被保険者(申請者)情報」「振込先指定口座」 書いたら✓

✓	欄	記入の手引きの案内
☐	書き方の決まり	楷書で枠内に丁寧に。生年月日・日付が一桁なら左のマスを0で埋める。訂正は訂正箇所を黒塗りし、欄外に正しい内容。姓と名の間は1マス空け、濁点・半濁点は1字
☐	記号・番号	資格情報のお知らせ等に記載されている記号と番号(枝番は記入不要)
☐	生年月日	被保険者の生年月日
☐	個人番号(マイナンバー)	記号と番号が不明の場合のみ。「記号・番号」欄へ書いたらマイナンバーは書かない。書いた場合は本人確認書類を貼付台紙に貼って添付
☐	氏名・氏名(カタカナ)・住所	被保険者の氏名(カタカナは振込手続きに使用。公金受取口座への振込を希望する場合を除く)。被保険者が亡くなり相続人が申請する場合は、申請する方の氏名・カタカナ・住所
☐	公金受取口座の利用について	「1.希望する」なら事前にマイナポータル等で登録した公金受取口座へ振込(振込先の記入は不要)。利用は被保険者本人が請求する場合のみで、相続人が請求する場合は利用できない
☐	振込先指定口座	「2.希望しない」の方・相続人から請求する場合は、被保険者(申請者)名義の口座情報(記入の手引き)。申請書の注記では、「2.希望しない」を選択した場合は上記申請者氏名と同じ名義の口座。ゆうちょ銀行は振込専用の店名(漢数字3文字)・口座番号

申請書2ページ目「診療年月」と受診者ごとの欄

✓	欄	記入の手引きの案内
☐	診療年月	ひと月(1日から末日)単位。月をまたいだ申請や複数月を記入しての申請はできない。入院が2か月にまたがる場合は診療月ごとに提出
☐	受診者と医療機関(薬局)	受診者ごとに、医療機関・薬局別に記入。医療機関を4か所以上受診している場合は、白紙の2ページ目を続紙にする
☐	医療機関(薬局)の所在地	詳細な住所が不明な場合は、市区町村まで
☐	療養を受けた期間	詳細な日が不明なら該当月の1日から末日まで。該当日が1日のみなら双方に同一の日付
☐	支払額	保険診療分の金額(差額ベッド代などの保険外負担額や入院時の食事負担額などを除いた額)
☐	多数回の診療年月	「診療年月」以前1年間に高額療養費に該当する月が3か月以上ある場合、「診療年月」以外の直近3か月分の診療年月
☐	非課税等	被保険者が非課税である等、所得区分が「低所得」となる場合に□。70才未満は標準報酬月額53万円以上、70才以上は標準報酬月額28万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の場合は対象外のため□は不要
☐	情報照会(希望しない)	「3 低所得者について」のいずれかに該当し、マイナンバーを利用した情報照会を希望しない場合に□を入れ、非課税証明書等の必要な証明書類を添付
☐	郵便番号	「非課税等」に□をした方。診療月が1月～7月は前年1月1日時点、8月～12月は本年1月1日時点の被保険者の住民票住所の郵便番号(情報照会を希望しない場合は記入不要)

低所得者について(記入の手引き「3 低所得者について」)

- 市区町村民税の非課税者である被保険者とその被扶養者、被保険者および被扶養者すべてが収入から必要経費・控除額を引いた後の所得がない場合の被保険者とその被扶養者などは、低所得者となり自己負担限度額が軽減される。
- 標準報酬月額53万円以上の方は低所得者の適用にはならない。標準報酬月額28万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方は低所得者の適用とならない。
- 自分が当たるかどうかは、加入している協会けんぽ支部に確かめる。

発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera) www.fureaino-oka.com/kaigo/kougaku-shinseisho 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
協会けんぽの公開情報(2026年10月22日確認)をもとにした一般的なチェックリストで、申請書そのものではありません。申請書は協会けんぽのページから印刷するか電子申請で入力し、添付書類は協会けんぽの申請書ページと記入の手引きに従ってください。健康保険組合・共済組合・国民健康保険・後期高齢者医療に加入している場合は、加入先の案内を確かめてください。

高額療養費支給申請書　記入前のチェックリスト

添付書類(当てはまる人だけ)・提出方法・提出の記録・出典

添付書類　協会けんぽの申請書ページの表記。当てはまる場合だけ✓

✓	当てはまる場合	出すもの
☐	所得区分が低所得になる方(70歳未満の低所得者)	被保険者の(非)課税証明書 マイナンバーを利用した情報照会を希望しない場合のみ
☐	所得区分が低所得になる方(70歳以上の低所得者Ⅱ・Ⅰ)	被保険者および被扶養者全員の(非)課税証明書 マイナンバーを利用した情報照会を希望しない場合のみ
☐	「限度額適用・標準負担額減額認定」の適用を受けることにより生活保護を必要としなくなる方	「限度額適用・標準負担額認定該当」と記載された「保護却下通知書」もしくは「保護廃止決定通知書」
☐	公的制度から医療費の助成を受け、窓口負担が減額されている方	助成を受けた診療についての、医療機関からの領収書のコピー
☐	被保険者が亡くなられ、相続人が請求する場合	被保険者との続柄がわかる「戸籍謄本」等 相続人は、社会保険労務士が提出する場合を除き電子申請できない(紙の申請書を郵送)
☐	被保険者のマイナンバーを記載した場合(紙の申請のみ)	本人確認書類を貼付台紙に(カードあり:表面・裏面のコピー／カードなし:①番号確認書類と②身元確認書類の両方) 代理人が出す場合は、法定代理人・任意代理人ごとの書類も。電子申請ではマイナンバーが記載された画像はアップロードできない

(非)課税証明書の年度　療養を受けた期間で変わる。申請書ページと記入の手引きで載っている期間が違うため両方を並べる

療養を受けた期間	(非)課税証明書の年度	載っている協会けんぽの案内
令和6年8月診療分～令和7年7月診療分	令和6年度(令和5年中の収入)	申請書ページ・電子申請「アップロード必要書類」
令和7年8月診療分～令和8年7月診療分	令和7年度(令和6年中の収入)	申請書ページ・記入の手引き(2026.8)
令和8年8月診療分～令和9年7月診療分	令和8年度(令和7年中の収入)	記入の手引き(2026.8)

他の申請で(非)課税証明書をすでに提出している場合は改めての添付は不要。情報照会を希望しても、協会けんぽがマイナンバーを未収録・照会で取得できない場合は提出が必要になる場合がある。添付書類は主に必要とされるものの掲載で、掲載のない書類が必要となることもある。支給決定後、提出した書類は返却されない。

提出方法と期限　終わったら✓、日付はメモ欄へ。支部の所在地は協会けんぽのホームページ「都道府県支部」で確認

✓	項目	協会けんぽの案内	メモ
☐	**紙の申請書を郵送**	加入している協会けんぽ支部へ郵送。加入の支部は「資格情報のお知らせ」またはマイナポータル(健康保険証＞資格情報)で確認	支部名:
☐	**電子申請**	被保険者(一般・任意継続)と社会保険労務士が対象(被扶養者の列には印がない)。マイナンバーカードで申請者の資格情報を取得。代理人は利用できない(社会保険労務士を除く)。提出先の選択は不要。医療機関10か所以上は別紙をアップロード。アップロードした書類の原本の郵送は不要	申請日:
☐	**時効**	2年。高額療養費の起算日は診療月の翌月1日(受診日や支払日からではない)	期限の目安:
☐	**支払いまで**	診療月後3か月以上かかる(保証ではない)。支給額は協会けんぽがレセプトで確認できた支給(合算)対象の自己負担額を合算して算出	

提出の記録

提出した日:令和　年　月　日　方法: ☐ 郵送 ☐ 電子申請　控え(コピー): ☐ 取った

支給の通知・振込を確かめた日:

出典(2026年10月22日確認)

- 協会けんぽ「健康保険高額療養費支給申請書」申請書ページ・申請書 手書き用(PDF・2026.6)・手書き用記入例(PDF・2026.8)・申請書の印刷についてのお願い(PDF)
- 協会けんぽ「高額療養費」「限度額適用認定証」、よくあるご質問(高額な医療費を支払ったとき／医療費が高額になりそうなとき／健康保険給付について)
- 協会けんぽ 電子申請「申請できる方」「対象申請」「アップロード必要書類」、届書・申請書作成支援サービスのご案内(入力用)
- 健康保険法 第115条・第193条(e-Gov 法令検索)

一般的なチェックリストです。所得区分・支給額・添付書類の要否・相続人のうち誰が請求するかなど個別のことは、加入している協会けんぽ支部に確かめてください。

発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera)　www.fureaino-oka.com/kaigo/kougaku-shinseisho
個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
協会けんぽの公開情報(2026年10月22日確認)をもとにした一般的なチェックリストで、申請書そのものではありません。申請書は協会けんぽのページから印刷するか電子申請で入力し、添付書類は協会けんぽの申請書ページと記入の手引きに従ってください。健康保険組合・共済組合・国民健康保険・後期高齢者医療に加入している場合は、加入先の案内を確かめてください。